

公募公告

下関市役所豊北総合支所庁舎敷地内に自動販売機を設置する者を次のとおり、公募により募集します。

令和7年（2025年）12月15日

下関市長 前田 晋太郎

1 公募に付する事項

(1) 名 称 下関市役所豊北総合支所敷地内の自動販売機設置事業

(2) 公募物件

設 置 場 所	台 数	自動販売機等の設置場所の寸法	
		幅	奥 行
豊北総合支所庁舎裏通用口横	1 台	190cm 以内	90cm 以内

注1 設置する自動販売機の種類は、清涼飲料水等（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる食品をいう。以下同じ。）の自動販売機とする。

注2 豊北総合支所庁舎の所在地は、下関市豊北町大字滝部3140番地1である。

注3 自動販売機等の設置場所の寸法には、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等及び使用済容器回収ボックスの寸法を含む。

注4 災害対応型（災害発生時に無料で清涼飲料水等の提供が可能なもの。）であることが好ましい。

注5 キャッシュレス決済（電子マネー等）に対応した自動販売機を設置すること。

注6 自動販売機の機種によっては商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障の恐れがあるため、事前に設置場所の確認を行うこと。

(3) 設置期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の使用を許可することができると下関市が判断した場合は、1年間の許可延長を2回まで可能とし、引き続き設置することができる。

2 公募に参加できる者の資格

公募に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものないこと。
- (3) 下関市内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。又は下関市内に住所を有する個人（事業者に限る）であること。
- (4) この公告の日から入札までの間のいずれの日においても下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。
- (6) 市税を滞納していないこと。
- (7) 応募の日から過去3年間において自動販売機の設置実績を有する者で、その間、健全な経営を行っている者。

3 公募に関する事務を担当する課の名称等

下関市役所豊北総合支所地域政策課 担当：赤崎
〒759-5592 下関市豊北町大字滝部3140番地1
TEL (083) 782-1912
FAX (083) 782-1717

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 公募手続等

設置事業者を選考する方法は、競争入札とする。

- (1) 応募に必要な書類の配布期間
 - ①配布期間 令和7年12月15日（月）から令和7年12月26日（金）まで
 - ②配布場所 下関市ホームページからのダウンロード
- (2) 応募の提出書類、期限、場所及び方法
 - ①提出書類
 - ア 応募申込書（法人は様式第1号、個人事業者は様式第2号）
 - イ 応募申込書に記載している必要書類
 - ②提出期間 令和7年12月26日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時00分まで（郵送の場合は必着）
 - ③提出場所 上記3の場所に同じ。
 - ④提出方法 持参若しくは郵便等（配達証明等、これに準じる方法によるものに限る）
- (3) 仕様等に関する質問の受付及び回答
 - ①質問方法 「仕様等に対する質問・回答書（様式第3号）」によりFAX又はE-mailにて行うこと。
 - ②提出期限 令和7年12月25日（木）の午後5時まで

③宛 先 下関市役所豊北総合支所地域政策課
FAX (083) 782-1717
E-mail hhchiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※選考後仕様等についての不知又は不明を理由に異議を申し立てることはできない。

(4) 応募申込書等必要書類の審査結果不適合の者

①審査結果の通知

応募申込書を提出した者について、提出された応募書類の審査結果、不適合と認められる者に対しては、令和8年1月9日（金）までにその旨を通知する。

この通知を受けた者は、この選考に参加することができない。

②選考参加資格要件不適合の理由の説明要求

選考参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年1月14日（水）までに、説明を求める書面を提出することができる。

(5) 応募申込書等必要書類の審査結果に適合した者

①審査結果の通知

適合した者に対して、選考に必要な書類の提出を求める。なお、必要な書類の様式は郵便にて送付する。

②提出書類

ア 見積書

イ 設置を予定している自動販売機のカタログ

※一旦提出いただいた見積書等（カタログを除く。）の変更、取消し又は引換えには一切応じません。

③提出期間 令和8年1月23日（金）まで（閑序日を除く。）の午前8時30分から午後5時00分まで（郵送の場合は必着）

④提出方法 持参又は郵便等（配達証明等、これに準じる方法によるものに限る。）

6 選考日

令和8年1月26日（月）

7 設置予定事業者の決定方法及び公表

(1) 決定方法

有効な見積書を提出した者のうち、見積書に記載された金額（売上手数料月額）が、下関市が定める予定価格以上かつ高額の者を設置予定事業者とする。

なお、同額となった場合は、災害対応型の自動販売機設置予定の者を優先する。

(2) 設置事業者の公表

設置予定事業者を決定したときは、選考に参加した者全員に設置予定事業者名及び売上手数料月額を通知する。

また、契約締結後、下関市ホームページにおいて設置事業者名を公表する。

8 選考の無効等

次の見積は無効とする。

- (1) 選考に参加できる資格のない者の提出した見積
- (2) 公告に示した諸条件に違反した者の提出した見積
- (3) 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出した見積
- (4) FAX又は電子メールによる見積
- (5) 記名押印のない見積
- (6) 見積金額等必要事項の記載のない見積
- (7) 同一人が2以上の見積をしたもの

9 設置条件

- (1) 使用済容器回収ボックスの設置

販売する清涼飲料水等に適合した使用済容器の回収ボックスを設置すること。

- (2) 自動販売機の規格等

- ① 原則設置期間中は常に販売可能な状態を継続すること。
- ② 装飾は公序良俗に反しないものであること。
- ③ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の適合機種であること。
- ④ 販売容器に缶、ビン及びペットボトルのみを使用する場合は、ノンフロン対応機であること。（フロン又は代替フロンは使用しないこと。）
- ⑤ 転倒防止対策を施すこと。（回収ボックスについても、強風で飛ばされないように対策を施すことが望ましい。）
- ⑥ 電気等の使用量を計測するための子メーターを設置すること。
- ⑦ 設置する自動販売機本体等を変更する場合は、事前に下関市に申し出ること。

- (3) 設置上の注意

設置に当たっては、電気設備の確認を行い、自動販売機及び回収ボックス等について庁舎管理上必要な指導を受けたときは、それに従うこと。

10 行政財産使用許可

使用許可する面積は、自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等を投影する部分であり、使用料は、この面積を基に下関市行政財産使用料条例（平成17年2月13日条例第91号）の定めるところにより算定した金額とする。

※令和7年度の1m²当たりの行政財産使用料（年額）390円／m²

なお、条例の改正等により額が変更する場合がある。

11 売上手数料

- (1) 売上手数料の納付方法等について、下関市と設置予定事業者が契約する。
- (2) 売上手数料は、下関市が発行する納入通知書により、毎月指定する期日までに全額納入すること。
- (3) 設置事業者は、下関市が定めた売上実績報告書を毎月指定する期日までに下関

市に提出すること。

1 2 その他必要経費等

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。また、自動販売機の運転に必要な電気代は、全額設置事業者の負担とし、下関市が発行する納入通知書により、毎月指定する期日までに全額納入すること。
- (2) 実費弁償金の算定の基となる使用量は、設置事業者が設置する子メーターの指示値を設置事業者が毎月指定された日までに計測し、毎月指定する期日までに下関市に報告すること。

1 3 使用条件

使用期間前及び試用期間中は、次のことを遵守すること。

- (1) 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を期日までに全額納入すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、下関市の指示に従うこと。
- (4) 販売品は、密閉式の容器入りの清涼飲料水（ノンアルコール飲料を除く）や乳製品などの多品種、多品目により構成するよう努めること。
- (5) 自動販売機で販売する商品のうち、メーカー希望小売価格（定価）未満で販売する商品を数品設けること。

1 4 維持管理責任

次のことを遵守すること。

- (1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限が過ぎたものを販売しないように注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約又は協定等を締結し、その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、「自動販売機の管理関係証明書（様式第4号）」及び当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを下関市に提出すること。
- (2) 回収ボックス内にある使用済容器は、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。
- (3) 食品衛生について、商品販売に必要な場合は営業許可を受け、許可書の写しを設置事業者として決定を受けた後、下関市に提出するとともに、関係法令等を遵守して衛生管理に万全を期すること。関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任に

おいて対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

1.5 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。ただし、下関市が原状回復する必要がないと判断した場合は、この限りでない。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を下関市に請求することができない。

1.6 使用許可申請の手続き

設置予定事業者は、令和8年3月13日（金）までに、行政財産使用許可申請書（下関市公有財産取扱規則様式第4号）を提出すること。

1.7 契約辞退・契約解除について

設置予定事業者が、契約を辞退しようとする場合は、遅滞なく契約辞退・解除申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

設置事業者が、契約後その契約を解除しようとする場合は、契約解除しようとする3か月以上前までに契約辞退・解除申請書を提出しなければならない。

下関市が当該行政財産の用途又は目的を妨げると判断した場合は、契約解除（使用許可の取消し）を行うことができる。その契約解除（使用許可の取消し）により設置事業者に損失が生じても補償しない。

1.8 設置事業者としての決定又は使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定又は使用許可を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置事業者が公募に参加できる者の資格（1）から（5）までに該当しなくなった場合。
- (3) 下関市に対して必要な報告をせず又は虚偽の報告をした場合
- (4) 設置（予定）事業者が契約辞退・解除申請書を提出した場合

なお、設置事業者としての決定又は使用許可の取消しを受けた場合、取消しを受けた日から起算して3年間は下関市役所豊北総合支所地域政策課が行う自動販売機の公募に参加できない。

1.9 不可抗力による販売の休止について

天災、下関市の施工する工事等、設置事業者の非のない理由により、販売を余儀なく休止しなければならない場合は、以下のとおりとする。

- (1) 販売休止期間が1か月のうち5日以上の場合、その月の売上手数料の額は、日割計算の方法によって算定する。
- (2) 販売再開の目途が立たない場合は、販売休止の日をもって、契約を解除する

ことができる。

20 その他

- (1) 使用許可等の手続きに関する一切の費用については設置事業者の負担とする。
- (2) 機構改革、庁舎整備等に伴う執務室の移動等が発生しても、売上手数料金額は変更しないものとする。
- (3) 庁舎整備等により、本書に定めていない事項及び疑義が生じた場合は、協議の上決定する。

21 参考データ

- (1) 豊北総合支所庁舎に勤務する職員数 約74名（令和7年4月1日現在）
- (2) 売上金額及び売上本数
(※令和6年度の設置箇所において、自動販売機による販売価格での実績)

設置箇所	区分	令和6年度の 売上実績
今回設置予定 箇所と同箇所	売上金額	838,680円
	売上本数	6,216本

- (3) 設置場所に係る図面

別添参照